

『福祉ライブラリ 権利擁護と法』 正誤表・補遺

(株)建帛社

本文中に誤りがありました。ここに訂正しお詫び申し上げます。また、法令改正等の最新動向に基づき記載を修正いたします。

p.28 下から4行目

修正前	個人一人ひとりの <u>ライススタイル</u> を認め合うという、……
修正後	個人一人ひとりの <u>ライフスタイル</u> を認め合うという、……

p.102 下から4行目以降

修正後	<u>なお現在では、母親が出生届を提出しないことが、子が無戸籍となる要因となっていたことを防ぐためと、女性が再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫との子と推定されるようになったため、女性が離婚してから100日を経過しないと再婚できないと定めていた「再婚禁止期間」は廃止された。</u>
-----	---

p.107 下から5行目以降

修正後	の規定が置かれている(同条第2項)(<u>再婚後の夫の子と推定する場合がある</u>)。嫡出の推定を受ける子については、嫡出否認の訴えによらない限り嫡出子であることを否認できない。嫡出否認の訴えは、 <u>夫及前夫は子の出生を知った時から、子及び母は子の出生の時から、それぞれ原則として3年以内に提起することができる</u>
-----	--

p.125 8行目

修正前	強制わいせつ罪(刑法第176条)や強制性交等罪(刑法第……
修正後	<u>不同意</u> わいせつ罪(刑法第176条)や <u>不同意</u> 性交等罪(刑法第……

p.125 23行目

修正前	どに、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくても……
修正後	どに、 <u>家族等</u> の同意があるときは、本人の同意がなくても……

p.251 下から2行目

修正前	昇給・一時金・ <u>昇給</u> などの……
修正後	昇給・一時金などの……

p.289 問題7 囲み内 1 行目

修正前	2014 年(昭和 26 年)までの……
修正後	2014 年(<u>平成</u> 26 年)までの……

◎下記の2か所は、「第2刷(2023年5月30日発行)」においては修正されています。

p.32 7行目

修正前	例えば、認知症で <u>要介護度が要介護3</u> である甲の……
修正後	例えば、認知症で要介護3である甲の……

p.171 5 行目

修正前	って判断能力が <u>不</u> 十分でない者を保護・支援するため、
修正後	って判断能力が十分でない者を保護・支援するため、